

実地修練規約

- 第1条 八尾市立病院（以下「病院」という）は、日本静脈経腸栄養学会認定教育施設として、栄養サポートチーム専門療法士資格取得のための実地修練を病院運営に支障のない範囲において受け入れるものとする。
- 第2条 病院において、栄養サポートチーム専門療法士資格取得のための実地修練を受ける者（以下「研修者」という）は、実地修練を受けるにあたり、病院が定める諸規則を遵守するとともに、実地修練指導者の指示に従い、事故が起こらないよう十分注意すること。実地修練に関して生じた事故などについては、病院の責に帰する場合を除き、研修者の負担においてその損害を賠償するほか、指導者の指示に従い事故の処理にあたること。
- 第3条 研修者が実地修練期間中において、病院の諸規則に違反し、または研修者としてふさわしくない行為があったとき、あるいは虚偽の申告等信頼に反する行為があった場合は、病院は実地修練を停止させ、またはその者にかかる実地修練の許可を取り消すことができる。なお、実地修練の許可を取り消された場合において、実地修練受講費の返還は行なわないものとする。
- 第4条 研修者は、実地修練が継続できるよう健康管理するとともに、実地修練期間中の感染防止の徹底に努めること。また、病院は研修者に対して研修を実施するために必要な書類の提出を求めることができる。また、研修者の実地修練期間中における疾病および傷害については、病院の重大な過失による場合を除き、研修者が自己責任において対応する。
- 第5条 研修者は、実地修練研修上知り得た秘密を漏らしてはならない。実地修練終了後も同様とする。

2017年3月23日